

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明 様

要 求 書

令和3年4月21日

福島県南相馬市長 門馬 和夫

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から10年が経過しましたが、この間、本市は、地域の復旧・復興に全力で取り組んできております。

しかし、2月13日に発生した福島県沖地震においては、福島第一原子力発電所1号機及び3号機原子炉格納容器内の水位低下の発生や、3号機原子炉建屋の地震計2台の故障の放置が明らかになるなど、地域の安全・安心を脅かし、東京電力に対する信頼が失われる事態が発生しております。

また、4月13日には、ALPS処理水の処分方法が「海洋放出」で正式に決定されました。処分方法の決定にあたっては、市では「国民への分かりやすい説明と理解を得ること」などを求めてきましたが、これが不十分であることは否めません。海洋放出への安全性や風評被害に対する不安の声は大きく、こうした不安が、避難者の帰還を阻害し、本市の復興の妨げとなることを大変憂慮しております。

住民が安全・安心に生活できる環境を整え、本市の復旧・復興を一層進めるため、以下について要求するので、誠意ある対応を強く求めます。

1 福島第一原子力発電所の廃炉作業における事故・トラブル防止の徹底について

- (1)東京電力は、福島第一原子力発電所の廃炉作業を進めるにあたり、市民と地域の安全・安心に影響を及ぼすことがないように、歴史上類を見ない重大事故を引き起こした当事者としての倫理観と責任感のもと、廃炉作業における事故・トラブル防止を徹底すること。
- (2)事故・トラブルが発生した場合には、迅速かつ正確な情報を分かりやすく発信すること。

2 A L P S 処理水の海洋放出について

- (1)廃炉事業者として、A L P S 処理水の海洋放出について国民へ分かりやすい説明を行い、十分な理解を得ること。
- (2)政府が決定した、A L P S 処理水の処分に関する基本方針の実施にあたっては、各種法令等を厳格に遵守し、正確、迅速、透明性を持った情報公開を行い、安全確保を最優先に進めること。
- (3)賠償ありきではなく、風評被害が発生することのない

よう、処分方法等における国内外の理解醸成に向けた正確かつ迅速な情報発信に努めるなど、徹底した対策を実施すること。

3 原子力損害賠償について

- (1) 原子力損害賠償については、被害者に寄り添い迅速かつ柔軟に対応すること。特に、これまで要望・不満が強い営業損害賠償等については、誠意を持って確実に対応すること。また、ALPS処理水の海洋放出による風評被害については、早期に賠償基準を明確にすること。
- (2) 原子力損害賠償紛争解決センターが和解仲介手続きにおいて提示する和解案を尊重し、申立人が受諾の意向を表明しているときは、和解を行うこと。
- (3) 東京電力は被災者の有する原子力損害による賠償請求権の債務者として、住民基本台帳法第12条の3第1項第1号及び戸籍法第10条の2第1項第1号に基づき、住民票や戸籍謄本等を取得できることから、死亡した未請求者の相続人や、所在不明の未請求者の現住所地を調査し、請求支援を行うこと。

(4)本市が所有する公共施設等の財物については、原発事故による避難指示区域の設定等に伴い利用が制限され、利用を再開することが見込めないものもあり、利用再開が見込めないものについては、失われた価値分の全てを賠償するのはもとより、撤去費用を別途損害として賠償の対象とすること。